

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県文化振興基金条例	公 布 日	昭和61年7月29日
条 例 番 号	昭和61年三重県条例第38号	直 近 改 正 日	平成20年3月26日
所管部局課	環境生活部文化振興課	電 話 番 号	059-224-2176
条例の概要	文化の普及振興を図るための事業及び博物館の建設等に要する経費の財源に充てるため、三重県文化振興基金を設置することに関し、必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第241条に基づき、基金の設置、管理及び処分は条例で定めることが必要であることから、条例の目的は妥当性を有している。当該基金は、文化の普及振興を図るため、また、博物館の建設等に要する経費の財源に充てるために必要不可欠である。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	毎年、文化のソフト事業に要する経費に充てるための基金の取り崩しや新県立博物館建設のための積み立てを行っている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	基金の設置、管理及び処分は、地方自治法第241条第1項の規定により、条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョンに掲げる「文化の振興(施策261)」、「生涯学習の振興(施策262)」に寄与。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	県全域の文化振興を図るための取組や拠点づくりが目的であることから、広く県民に寄与するものであると考える。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	

その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。		該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。		はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。		無	無